

議案第38号

基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例の制定について

基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例

基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第25号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点となる施設を整備し、多世代交流の促進に寄与するため、多世代交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 多世代交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 基山町多世代交流センター憩の家

位置 基山町大字宮浦1026番地1

（利用の許可）

第3条 別表に規定する基山町多世代交流センター憩の家（以下「憩の家」という。）の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、町長が別に定める事項を遵守しなければならない。

3 町長は、利用許可をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になるとき。

(3) 憩の家の建物、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、憩の家の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

(使用料)

第5条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外の目的に利用してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは施設の利用を停止させ、又は利用許可に付した条件を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は利用許可に付した条件等に違反したとき。

(3) 災害その他不可抗力による事由により施設を利用させることができなくなったとき、又は利用させることが不適當と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、町長は、その責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も、憩の家において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 憩の家の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失すること。

(2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、憩の家の管理運営上支障がある行為をすること。

(職員の立入り及び指示)

第11条 憩の家の職員は、憩の家の管理運営上必要があるときは、利用中の施設に立ち入り、又は利用者等(利用者及び利用者以外の入館者をいう。次条及び第13条において同じ。)に必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者等は、憩の家の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用

許可を取り消され、若しくは施設の利用を停止されたときは、直ちに利用した憩の家の設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者等は、憩の家の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 町長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）の規定に基づき、指定管理者に憩の家の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、憩の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 町長が前条第1項の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合に指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 憩の家の維持管理に関すること。
- (3) 憩の家の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第16条 町長は、相当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(準用)

第17条 第3条、第4条及び第9条の規定は、第14条第1項の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表 (第3条、第5条、第16条関係)

施設名	利用区分	使用料		冷暖房使用料
		町内	町外	
調理室	1室1時間	200円	400円	100円
和室1	1室1時間	90円	180円	100円
和室2	1室1時間	90円	180円	100円
音楽室	1室1時間	380円	760円	100円
浴室	1人1日	80円	160円	
多目的室1	1室1時間	250円	500円	120円
多目的室2	1室1時間	250円	500円	120円

備考 1 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

提案理由

基山町老人憩の家を改修及び増築し、高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点となる施設を設置することに伴い、基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案可決